

平成27年第1回
城里町議会定例会会議録 第4号

平成27年3月20日 午後 2時04分開議

1. 出席議員（15名）

1番	藤 咲 芙美子 君	10番	小 林 祥 宏 君
2番	片 岡 藏 之 君	11番	南 條 治 君
3番	菌 部 一 君	12番	杉 山 清 君
5番	三 村 孝 信 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	河原井 大 介 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
7番	関 誠一郎 君	15番	根 本 正 典 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坪 孝 君
9番	桐 原 健 一 君		

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	上遠野 修
教 育 長	小 林 孝 志
代 表 監 査 委 員	加藤木 昭 博
総 務 課 長	茅 根 文 夫
企 画 財 政 課 長	仲 田 克 之
税 務 課 長	宮 田 恵 子
町 民 課 長	鯉 淵 弘 之
保 険 課 長	大曾根 直 美
健 康 福 祉 課 長	田 口 喜 一
産 業 振 興 課 長	阿久津 雅 志
都 市 建 設 課 長	桧 山 正 春
会計管理者（会計課長）	三 村 主
水道課長兼下水道課長	仲 田 不 二 雄
農業委員会事務局長	仲 田 均
教育委員会事務局長	五 町 義 徳

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	鈴 木 貴 司
主 任 書 記	興 野 友 宣
書 記	鯉 渕 佳 代 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成27年3月20日（金曜日）

午後 2時04分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 承認第1号 | 専決処分第1号（平成25年度工事変更請負契約の締結）の承認を求めることについて |
| 日程第2 | 議案第4号 | 城里町行政手続条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第5号 | 城里町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第6号 | 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第7号 | 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第8号 | 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第9号 | 城里町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第10号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第9 | 議案第11号 | 城里町運動公園設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第12号 | 城里町難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第13号 | 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について |
| 日程第12 | 議案第14号 | 城里町桂老人福祉センターの廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について |

- 日程第13 議案第15号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第16号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第17号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第16 議案第18号 城里町土地開発事業の適正化に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第19号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の制定について
- 日程第18 議案第20号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第19 議案第21号 町道路線の廃止について
- 日程第20 議案第22号 町道路線の認定について
- 日程第21 議案第23号 平成26年度城里町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第22 議案第24号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第25号 平成26年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議案第26号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第27号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第28号 平成27年度城里町一般会計予算について
- 日程第27 議案第29号 平成27年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第30号 平成27年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第29 議案第31号 平成27年度城里町介護保険特別会計予算について
- 日程第30 議案第32号 平成27年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第33号 平成27年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第32 議案第34号 平成27年度城里町水道事業会計予算について
- 日程第33 議案第35号 城里町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第34 議案第36号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第35 陳情第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情
- 日程第36 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第37 総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

- 日程第38 教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第39 報告第1号 議会広報委員会視察研修報告書
- 日程第40 報告第2号 議会運営委員会視察研修報告書
- 日程第41 報告第3号 城里町奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第42 報告第4号 城里町難病患者見舞金支給条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第43 報告第5号 城里町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第44 報告第6号 城里町宅地開発指導要綱の一部を改正する告示
- 日程第45 報告第7号 城里町地域内フィーダー系統路線バス運行対策補助金交付要綱
- 日程第46 報告第8号 城里町子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療支援実施要綱
- 日程第47 報告第9号 城里町障害支援区分認定等に係る情報提供制度要綱
- 日程第48 報告第10号 城里町住宅リフォーム事業者資金助成要綱
- 日程第49 報告第11号 城里町新型インフルエンザ等行動計画
- 日程第50 報告第12号 城里町国民健康保険七会診療所整備基本計画
- 日程第51 報告第13号 城里町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画
- 日程第52 報告第14号 城里町財務諸表4表（平成25年度決算）
- 日程第53 報告第15号 例月出納検査報告（12月，1月，2月執行分）
- 追加日程第1 発議第1号 手話言語法制定を求める意見書

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第1号
- 議案第4号
- 議案第5号
- 議案第6号
- 議案第7号
- 議案第8号
- 議案第9号
- 議案第10号
- 議案第11号
- 議案第12号
- 議案第13号
- 議案第14号
- 議案第15号

議案第16号

議案第17号

議案第18号

議案第19号

議案第20号

議案第21号

議案第22号

議案第23号

議案第24号

議案第25号

議案第26号

議案第27号

議案第28号

議案第29号

議案第30号

議案第31号

議案第32号

議案第33号

議案第34号

議案第35号

議案第36号

陳情第1号

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

報告第1号

報告第2号

報告第3号

報告第4号

報告第5号

報告第6号

報告第7号

報告第8号

報告第9号

報告第10号

報告第11号
報告第12号
報告第13号
報告第14号
報告第15号
発議第1号

午後 2時04分開議

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は15名です。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席をしております。

傍聴人3名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第4号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承を願います。

承認第1号 専決処分第1号（平成25年度工事変更請負契約の締結）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） それでは、本日は議案の質疑から入ります。

初めに、承認第1号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第4号 城里町行政手続条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第4号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第5号 城里町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第5号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

議案第6号 城里町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第6号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第7号 城里町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第7号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第8号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第8号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第9号 城里町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第9号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第10号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第11号 城里町運動公園設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第11号についての質疑を求めます。

1番藤咲芙美子君。

○1番（藤咲芙美子君） 白山下グラウンドについてなんですが、年間どのぐらい回数として利用されていたのかと、土地管理にかかっていた金額は幾らぐらいだったのかを教えてください。

○議長（小松崎三夫君） 教育委員会事務局長五町義徳君。

○教育委員会事務局長（五町義徳君） 藤咲議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

過去3年以上のスポーツでの貸し出し実例はございません。

それと、維持管理委託として17万6,000円を支出してございます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

○1番（藤咲芙美子君） 廃止後の計画は何かありますか、ないですか、それだけ教えてください。

○議長（小松崎三夫君） 教育委員会事務局長五町義徳君。

○教育委員会事務局長（五町義徳君） 現在、行政財産でありますので、普通財産に変更いたしまして土地の有効活用を図る考えでございます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） よろしいですか。

○1番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

○議長（小松崎三夫君） ほかにございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第12号 城里町難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第12号についての質疑を求めます。

1 番藤咲芙美子君。

○1 番（藤咲芙美子君） 特定疾患と指定難病についてお伺いします。

特定疾患の表が削除ということになってはいますが、これは項目に変更がありますか。

○議長（小松崎三夫君） 健康福祉課長田口喜一君。

○健康福祉課長（田口喜一君） 藤咲議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

難病患者ですが、現在56指定されておりますが、今回の改正により110指定になります。以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 1 番藤咲芙美子君。

○1 番（藤咲芙美子君） 医療費助成には変更はありますでしょうか。

○議長（小松崎三夫君） 健康福祉課長田口喜一君。

○健康福祉課長（田口喜一君） 変更はございません。

○1 番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

○議長（小松崎三夫君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第13号 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第13号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第14号 城里町桂老人福祉センターの廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第14号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第15号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第15号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第16号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第16号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第17号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第17号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第18号 城里町土地開発事業の適正化に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第18号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第19号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の制定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第19号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第20号 公の施設の広域利用に関する協議について

- 議長（小松崎三夫君） 次に、議案第20号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第21号 町道路線の廃止について

- 議長（小松崎三夫君） 次に、議案第21号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第22号 町道路線の認定について

- 議長（小松崎三夫君） 次に、議案第22号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第23号 平成26年度城里町一般会計補正予算（第6号）について

- 議長（小松崎三夫君） 次に、議案第23号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第24号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

- 議長（小松崎三夫君） 次に、議案第24号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第25号 平成26年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

- 議長（小松崎三夫君） 次に、議案第25号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第26号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第26号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第27号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第27号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第28号 平成27年度城里町一般会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第28号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第29号 平成27年度城里町国民健康保険特別会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第29号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第30号 平成27年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第30号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第31号 平成27年度城里町介護保険特別会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第31号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第32号 平成27年度城里町公共下水道事業特別会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第32号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第33号 平成27年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第33号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第34号 平成27年度城里町水道事業会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第34号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

予算特別委員長報告

○議長（小松崎三夫君） 次に、予算特別委員会に付託されました議案第28号 平成27年度城里町一般会計予算についてから議案第34号 平成27年度城里町水道事業会計予算についての審議結果について、予算特別委員長から報告を求めます。

予算特別委員長 菌部 一君。

○予算特別委員長（菌部 一君） 予算特別委員会を代表いたしまして、委員長としての報告を申し上げます。

今期町議会定例会において、予算特別委員会に付託されました議案第28号ないし議案第34号までについて、審査の経過と結果をご報告いたします。

付託されました議案については、議案付託表により各所管常任委員会に審査をお願いし

ました。

審査の結果については、各常任委員長より報告がありましたので申し上げます。

初めに、総務民生常任委員会は、3月12日午前10時から城里町役場3階委員会室において開催し、議案第28号 平成27年度城里町一般会計予算所管分、議案第29号 平成27年度城里町国民健康保険特別会計予算、議案第30号 平成27年度城里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第31号 平成27年度城里町介護保険特別会計予算について審査をいたしました。

さらに、3月16日には、平成27年度の町における重要課題の場所について現地調査を行いました。

次に、教育産業常任委員会は、3月13日午前10時から城里町役場3階委員会室において開催し、議案第28号 平成27年度城里町一般会計予算所管分、議案第32号 平成27年度城里町公共下水道事業特別会計予算、議案第33号 平成27年度城里町農業集落排水事業特別会計予算、議案第34号 平成27年度城里町水道事業会計予算について審査を行いました。

2常任委員会とも審査は、執行部より関係課、局長等の出席を求め、予算書の歳入歳出事項別明細書により説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、総務民生常任委員会では、議案第28号 平成27年度城里町一般会計予算所管分、議案第29号 平成27年度城里町国民健康保険特別会計予算、議案第30号 平成27年度城里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第31号 平成27年度城里町介護保険特別会計予算について、委員会で確認をした結果、全会一致には至りませんでしたので本会議において諮ることになりました。

なお、教育産業常任委員会では、議案第28号 平成27年度城里町一般会計予算所管分、議案第32号 平成27年度城里町公共下水道事業特別会計予算、議案第33号 平成27年度城里町農業集落排水事業特別会計予算、議案第34号 平成27年度城里町水道事業会計予算の4件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと報告を受けました。

審査の過程においては、委員から出された主な質疑につきましては、お手元に配付してあります報告書をごらんいただきたいと思います。

以上、報告といたします。

○議長（小松崎三夫君） 以上で予算特別委員長の報告を終結いたします。

なお、別紙配付のとおり、平成27年度城里町議会予算特別委員会報告書が予算特別委員長より提出されましたので、後ほどご高覧をお願いいたします。

討 論

○議長（小松崎三夫君） これより討論に入ります。

初めに、承認第1号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第4号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第5号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第6号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第7号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第8号に対する討論はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により、1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

1番藤咲英美子君。

〔1番藤咲英美子君登壇〕

○1番（藤咲英美子君） 日本共産党の藤咲英美子です。

第8号議案に反対の立場で討論をいたします。第8号議案、町職員の給与改定条例に、私は反対の討論を行います。

一覧表を見ると大まかに2,000円から3,000円が引き下げられます。

しかし、2014年人事院は月平均0.3%、一時金0.15%の引き上げを勧告しました。これの完全実施を行ったとしてもアベノミクスによる円高、昨年4月に強行された消費税増税による物価上昇も追いつかず、実質的には賃下げになります。

今回の町職員の賃金改定案は人事院勧告をも下回るもので、その内容は常軌を逸しています。言うまでもなく、地方公務員、その町の役場の職員の賃金はその地方の労働者の賃金に影響します。地域の経済を下支えする役割を持つ町職員の引き下げはこの地方の経済の低迷を招くものです。

また、同時に役場で働いている非正規の方々の賃金にも影響します。その人たちの賃金は町内の経済活動に直結します。

日本共産党は全ての労働者の賃上げで景気回復をの立場を明らかにして、国会内外で頑張ってきました。私はこれからもその立場で努力することを表明いたしまして、反対討論といたします。

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で議案第8号に対する討論を終結いたします。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第9号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第10号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第11号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第12号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第13号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第14号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第15号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第16号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第17号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第18号に対する討論はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により、1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

7番関 誠一郎君。

〔7番関 誠一郎君登壇〕

○7番（関 誠一郎君） 議案第18号 城里町土地開発事業の適正化に関する条例の一部を改正する条例であります。私の観点から規制緩和1,000平米を2,000平米にするということは定住、移住促進の上から大賛成なのであります。過去に行われました開発事業において、やはりこの適正条例4条第2項近隣住民の同意、協力を得るという条項がございますが、この町役場職員にやはり専門職がないというようなことで、今、進入路についての大変迷惑されている方が多数おるわけでありまして。これはやはり専門職を置かないで、ただ県の認可承認のもと開発を行ってきた結果だと。いわゆる乱開発につながりかねないという形の中で、私は反対するわけでありまして。

本来なら、県条例あるいは近隣の市町村を鑑みますと、3,000平米にしてもいいという
ような私は考えはありますが、ただもう少し毅然たる態度の町のあり方を望むものであり
ます。

よって、この18号議案に対して反対するわけでありますが、各議員の皆様方のご賛同を
得ますことを心よりお願い申し上げまして、私の反対討論といたします。よろしくお願
いします。

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で議案第18号に対する討論を終結いたします。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第19号に対する討論はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により、1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 日本共産党の藤咲芙美子です。

第19号議案に反対の立場から討論を行います。

介護保険の包括支援事業に係る条例制定の問題ですが、これは要支援1、2の方がこれ
までの介護保険の保険給付から包括支援事業に移行されるための条例です。

これまでは介護予防事業についても介護保険という制度のもとで足りているかどうかは
別として、各市町村は介護保険制度のもとで介護給付、つまり介護サービスが全国平等に
なるように努力をしてきました。

ところが、要支援1、2の方が介護保険制度から外され、地域包括支援事業に移行され
ることになりますと、この介護保険の受給権によって受けていた介護サービス受給権とい
う枠が外されてしまいます。

包括支援事業の事業者側から見てもサービス提供の仕方が介護保険制度から外れ、全国
平均の基準もサービス提供の義務もなくなります。つまり、利用者側からすれば事業者の

いろいろな都合に左右され、安心できるサービスが受けられなくなるのです。例えば、予算がない、人がいないという理由でサービスが打ち切られたり、劣悪なサービスになることもあり得るのです。利用者の受給権がなくなることは、事業者のサービス提供の義務もなくなります。

私の一般質問に際して、私は受給権の問題を強調しましたが、町側からそれに対するコメントはありませんでした。そのことにも私は深い懸念を抱いていることを申し添えて、私の反対討論といたします。

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で議案第19号に対する討論を終結いたします。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第20号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第21号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第22号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第23号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第24号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第25号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第26号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第27号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第28号に対する討論はございませんか。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により、1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

1番藤咲英美子君。

〔1番藤咲英美子君登壇〕

○1番（藤咲英美子君） 第28号議案、平成27年度予算に対し反対の立場から討論を行います。

私は、町長がかわったことによって町民の町政を見る目が変わりつつあるのを感じます。例えば昨年の町政懇談会や今年になってからの新庁舎で使用する備品の購入や引っ越しに当たっても従来にはない斬新な方法で経費の削減を図り、町民の負担軽減に努めたことも高く評価できるのではないかと考えます。

また、新年度予算案の中でも、例えばインフルエンザの予防接種の補助を厚くしたことや健康診査の項目をふやしたことも町民には喜ばれる施策ではないかと思えます。

しかし、一方で町長は施政方針の中で、地方の人口減少と地域活性化のための地方創生、まち・ひと・しごと創生総合戦略や新たな広域連合を図ることを私に与えられた使命であると認識していると強調されています。これが町長の基本姿勢だとすると、私は大変違和感を覚えます。

城里町の場合、政府の強い指導に乗って、これまでの1町2村が合併して誕生したわけですが、それで当時の政府が言うように地方の財政基盤は強固になったのでしょうか。この

10年間で人口は減少し、とてもこの地方が豊かになったとは言えません。その反省もなく、地方創生を言い出したところで、その政策で地方が豊かになるとは思えません。それどころか各地方に中枢拠点都市をつくり、そこに地域インフラや行政サービスを集約し、効率化の名のもとに周縁の町村を切り捨てる方向を目指しているのです。それは新たな過疎地をつくる計画にほかなりません。城里町ができて10年ですが、旧町村における格差がなくなっているとは思えません。町長が所信表明されたご方向はまさにそれを拡大するものがあります。私は到底同意できません。

また、私が一般質問で取り上げた七会診療所の建てかえについては、今のところ残念ながら地域住民の声が反映されないものになっています。町立の医療機関にふさわしい施設と役割が求められます。ところが町の方針はその町民の声にこたえるものになっていません。

さらに、介護保険の予防給付事業の中で、従来あった権利である利用者の受給権が侵害されている問題についても何ら痛みを感じることなく実施しようとしていることも看過できません。

主に以上の理由で、残念ながら私は平成27年度予算案に賛成できません。

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で議案第28号に対する討論を終結いたします。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第29号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第30号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第31号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第32号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第33号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第34号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

採 決

○議長（小松崎三夫君） これより採決に入ります。

初めに、承認第1号 専決処分第1号（平成25年度工事変更請負契約の締結）の承認を
求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第4号 城里町行政手続条例の一部を改正する条例
についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第5号 城里町職員の公益法人等への派遣等に関する
条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第6号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第7号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第8号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第9号 城里町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第11号 城里町運動公園設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第12号 城里町難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第13号 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第14号 城里町桂老人福祉センターの廃止に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第15号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第16号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第17号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第18号 城里町土地開発事業の適正化に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第19号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第20号 公の施設の広域利用に関する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第21号 町道路線の廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第22号 町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第23号 平成26年度城里町一般会計補正予算（第6号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第24号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第25号 平成26年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第26号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第27号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第28号 平成27年度城里町一般会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第29号 平成27年度城里町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第30号 平成27年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第31号 平成27年度城里町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第32号 平成27年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第33号 平成27年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第34号 平成27年度城里町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

議案書の差しかえ

○議長（小松崎三夫君） ただいま町長より、日程第33、議案第35号、日程第34、議案第36号について議案書を差しかえたいとの申し出がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差しかえることに決定をいたしました。

事務局長に議案書を配付させます。

議案第35号 城里町副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 日程第33、議案第35号 城里町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 第35議案につきまして、提案理由を説明させていただきます。

城里町副町長の選任につき同意を求めることについてであります。今般、茨城県にお願いいたしまして、県職員を副町長として派遣していただくことになりました。

派遣いただく職員につきましては、小野瀬篤郎さん、48歳です。小野瀬さんは茨城大学人文学部を平成2年に卒業し、同年4月に茨城県職員になっております。現在までに総理府への派遣、商工労働部、県議会事務局、総務部総務課総括課長補佐等を歴任しております。

また、平成15年6月には、常北町、桂村、七会村で設置しました法定合併協議会に派遣されまして、城里町の誕生にご尽力をいただきました。

城里町のことも熟知しておりますので、町政発展にご尽力いただけるものと確信いたしまして、地方自治法第162条の規定によりご提案するものでございます。

どうか慎重審議をいただきましてご決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） それでは議案の質疑に入ります。

議案第35号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第35号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第35号 城里町副町長の選任につき同意を求めることについて採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議案第36号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 続きまして、日程第34、議案第36号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 議案第36号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてであります。任期満了により退任いたします教育委員会委員の小野 昭さんの後任に、城里町那珂西3114番地の2、後藤朝章さん、65歳を推薦するものです。

後藤さんは、昭和49年4月に教職を拝命し、町立古内小学校、岩船小学校の校長及び常北幼稚園園長を歴任しております。

このようなことから、本町の教育行政の発展にご尽力いただけるものと確信しまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりご提案するものです。

どうか慎重審議をいただきまして、ご決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） それでは議案の質疑に入ります。

議案第36号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第36号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第36号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

陳情第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情

○議長（小松崎三夫君） これより陳情の審査に入ります。

お諮りをいたします。

陳情の議案朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情の議案朗読は省略することに決定をいたしました。

日程第35、陳情第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本案は、3月10日に総務民生常任委員会に付託されていたものであります。総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長杉山 清君。

〔総務民生常任委員長杉山 清君登壇〕

○総務民生常任委員長（杉山 清君） 総務民生常任委員会を代表し、3月10日に付託されました陳情第1号 「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情」の審査結果についてご報告いたします。

3月12日に本委員会を開催し、陳情内容について審査しました。

その結果、手話は手話を使う聾者にとって大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として今まで守られてきました。手話の持つものは障害のない方と同じように生活するため環境整備を行うことが最も重要と考え、全会一致で採択することに決定しました。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

陳情第1号については、ただいまの総務民生常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は採択することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりをください。

なお、議員各位は議員控室でお待ちをいただきたいと思います。

午後 2時57分休憩

午後 3時07分再開

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小松崎三夫君） ここで、日程の追加についてお諮りをいたします。

ただいま、12番杉山 清君ほか6名から、発議第1号 手話言語法制定を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定いたしました。

事務局長に追加日程を配付させます。

発議第1号 手話言語法制定を求める意見書

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第1、発議第1号 手話言語法制定を求める意見書を議題といたします。

発議第1号の意見書の朗読は省略したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号の意見書の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに提出者であります12番杉山 清君より、発議第1号の趣旨説明を求めます。

総務民生常任委員長杉山 清君。

〔総務民生常任委員長杉山 清君登壇〕

○総務民生常任委員長（杉山 清君） 発議第1号 手話言語法制定を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

手話は手話を使う聾者にとって大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として今まで守られてきました。

城里町議会においても、障害を持つ方が不自由なく平等に生活をするためにも手話言語法制定を求める意見書を採択し、総理大臣、衆参議院議長及び関係大臣宛てに意見書を提出すべきと思います。

議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） これより質疑に入ります。

発議第1号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第1号についての討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第1号 手話言語法制定を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は議会事務局長より、内閣総理大臣、衆議院議長及び参議員議長ほか関係大臣宛て提出させます。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第36、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第72条の規定によりお手元にお配りをいたしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りをいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第37、総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

総務民生常任委員長より、会議規則第72条の規定によりお手元にお配りをいたしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

総務民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、総務民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第38、教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

教育産業常任委員長より、会議規則第72条の規定によりお手元にお配りをいたしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

教育産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、教育産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

報告第1号 議会広報委員会視察研修報告書

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第39、報告第1号 議会広報委員会視察研修報告書を議題といたします。

議会広報委員会委員長より報告を求めます。

議会広報委員会委員長 菌部 一君。

〔議会広報委員長 菌部 一君 登壇〕

○議会広報委員長（菌部 一君） 議会広報委員会を代表いたしまして、去る10月21日、22日に実施いたしました視察研修につきましてご報告申し上げます。

本委員会は、親しみやすく読みやすい紙面づくりと編集技術の向上を目的とし、全国町村議会主催の第81回町村議会議員広報研修会に参加してきました。この研修会は年に2回、全国町村議会が主催し、城里町議会においても、これまでもこの研修会に参加し、広報編集の技術を学んできたところです。

今回は、伝える広報から伝わる広報への内容の講義を受け、さらに紙面のデザインや写真の見方、考え方等の講義を受けました。さらに私どもで発行しております議会広報のクリニックを実践女子短期大学講師の西村良平さんから受け、改善点についてご教授をいただき大変参考になる研修会となりました。

感想といたしましては、今後の城里町議会だよりを発行するに当たり、大いに参考となる研修会であり、また町民にわかりやすく溶け込みやすい議会だよりの編集がとても大事であるということを痛感した研修となりました。

以上、概要を述べさせていただきましたが、詳しくはお手元の報告書をご高覧いただきまして、委員会視察研修の報告とさせていただきます。

○議長（小松崎三夫君） 大変お疲れさまでございました。

今後とも町民に親しみのある議会だよりの作成にご尽力をお願いいたします。

報告第2号 議会運営委員会視察研修報告書

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第40、報告第2号 議会運営委員会視察研修報告書を議題といたします。

議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長 根本正典君。

〔議会運営委員長 根本正典君 登壇〕

○議会運営委員長（根本正典君） 議会運営委員会を代表し、去る11月19日に実施しました先進地視察研修についてご報告をいたします。

本委員会は、本町の議会運営の参考とするため、通年議会制度を導入している神奈川県寒川町議会を視察研修してまいりました。

寒川町議会では、平成24年4月に通年議会制度を導入しました。現在の会期の決定方法は議会の議決で決めることになっていますが、議会の招集権は首長にあり、議会が主導的に議会を開く仕組みとはなっていません。そこで寒川町議会は議会としての活動能力のない閉会中の期間をなくし、議会が主導的、機動的に活動できる制度により、チェック機能の充実強化を図り、災害時の緊急対応や突発的な行政課題に議会を開けることが重要とし

て、首長が年1回1月に議会を招集し、会期を12月までと決め、議長の判断により再開と休会を繰り返す通年議会制の導入を図りました。

このような寒川町のすばらしい取り組みは、今後の本町議会運営にも大いに参考となり、有意義な視察研修になりました。詳しくはお手元の報告書をご高覧いただき、委員会の視察研修報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 大変お疲れさまでございました。

今後とも活気ある開かれた議会を目指し、ご尽力をお願いいたします。

-
- 報告第 3号 城里町奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
 - 報告第 4号 城里町難病患者見舞金支給条例施行規則の一部を改正する規則
 - 報告第 5号 城里町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
 - 報告第 6号 城里町宅地開発指導要綱の一部を改正する告示
 - 報告第 7号 城里町地域内フィーダー系統路線バス運行対策補助金交付要綱
 - 報告第 8号 城里町子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療支援実施要綱
 - 報告第 9号 城里町障害支援区分認定等に係る情報提供制度要綱
 - 報告第10号 城里町住宅リフォーム事業者資金助成要綱
 - 報告第11号 城里町新型インフルエンザ等行動計画
 - 報告第12号 城里町国民健康保険七会診療所整備基本計画
 - 報告第13号 城里町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画
 - 報告第14号 城里町財務諸表4表（平成25年度決算）
 - 報告第15号 例月出納検査報告（12月、1月、2月執行分）

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第41、報告第3号 城里町奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則から日程第53、報告第15号 例月出納検査報告（12月、1月、2月執行分）の13件については、後ほどご熟読を願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

町長挨拶

○議長（小松崎三夫君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可します。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 平成27年第1回城里町議会定例会の閉会に当たりまして、一言

ご挨拶を申し上げます。

11日間にわたりました定例議会でありましたが、小松崎議長のもと、慎重審議をいただき、厚くお礼を申し上げます。

また、会期中、議員各位から賜りました貴重なご意見等につきましては、今後の町政執行において十分参考にさせていただきたいと考えております。

間もなく平成27年度を迎えますが、本年度事業の最終確認をするとともに、可決決定いただきました新年度予算につきましては速やかな執行を目指し、執行部一丸となって町政発展のため邁進する覚悟でございます。

どうか議員各位におかれましては、引き続きのご指導を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、会期中賜りました真摯なご審議にお礼を申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長挨拶

○議長（小松崎三夫君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、会期中終始熱心なるご審議と議会運営には格別なご配慮を賜り、ここに全議案を審議できましたことを心からお礼を申し上げ感謝を申し上げます。

執行部におかれましては、議員各位からのご指摘については十分に研究をされ、住民福祉の向上に尽力されることを望みます。

閉会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上で、平成27年第1回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 3時21分閉会